

2018 司法書士オープン【総合編④】

記述式(商業登記)

採点講評

第1 株式・資本区の登記

1 発行する各種類の株式の内容の変更①（6月25日決議）

乙種類株式について取得条項付株式の定めを設ける旨の定款の変更がされていたところ、この定めのみ記載がされていない答案が散見されました。この設定につき種類株主全員の同意を要することは多くの方が押さえておられるでしょうから、種類株主全員の同意がない（又はそれを証する書面がない）と判断された結果だと思われます。「登記すべき事項につき種類株主全員の同意を要する場合にこれを証する書面(商業登記法46条1項)には、株主全員の同意が判明する株主総会議事録は該当する。」(月刊『登記情報』554号99頁)とされていることを、この機会に押さえておきましょう。

また、登記すべき事項の記載において、発行可能種類株式総数の記載を欠く答案がありました。たしかに発行可能種類株式総数についての定款の変更はされていませんでしたが、登記記録上「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」欄は一つの単位であり、一体不可分ですから、必ず一緒に記載するようにしてください。

2 発行する各種類の株式の内容の変更②（7月20日決議）(消極)

決議された定款変更（乙種類株式の優先配当額の増額）について、そのまま登記してしまっている答案が散見されました。これは、他の種類株式（甲種類株式）の種類株主に損害を及ぼすおそれがあることから、種類株主総会の決議を要すると考えられます。そして、1回目の定款変更により甲種類株式について設けられた会社法322条1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定めは、このような種類株式の内容についての定款の変更には効力を有しません。しかし、所要の甲種類株式に係る種類株主総会は開催されていませんでした。よって、当該定款変更に基づく発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記は申請することができませんでした。

なお、1回目の定款変更については、株主総会に乙種類株主が全員出席し、出席株主が全員賛成していることをもって、種類株主全員の同意があると判断しました。これに対し、2回目の定款変更については、株主総会に甲種類株主が全員（当該株式会社を除く1名です。）出席し、出席株主が全員賛成していることをもって、種類株主総会の決議があったものと判断することはできません。株主総会と種類株主総会の構成員が同一であっても、株主総会の決議をもって種類株主総会の決議があったものとして取り扱うことはできないとされているからです（前掲『登記情報』誌同号同頁）。

3 単元株式数の変更

甲種類株式についてのみ単元株式数を増加する定款変更がされていました。これは、

甲種類株主に損害を及ぼすことが明らかな行為といえます。甲種類株主総会決議があったものと判断することはできない点は既に述べたとおりです。しかし、1回目の定款変更により、甲種類株式については、会社法322条1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨が定められていました（上記1参照）。この定めは、上記2のような、種類株主に損害を及ぼすおそれがある種類株式の内容の変更には効き目がありません（会社法322条1項1号、3項ただし書）。しかし、同じく定款の変更であっても、単元株式数についての定款の変更に係る種類株主総会の決議については、これを不要とする効力があります（同ただし書の括弧書）。株式の分割や株式の併合は、会社法322条1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定めにより、損害を及ぼすおそれのある種類株主総会の決議を不要とすることができる行為に当たります。単元株式数についての定款の変更は、これらの行為と同様の法的効果を有することから、同じように、種類株主総会の決議を不要とする定款の定めが及ぶこととされているのです。

また、登記すべき事項の記載において、下記のように、変更のあった甲種類株式の単元株式数のみを記載する答案が散見されました。これも全部書くべきことを押さえておいてください。このように申請するとしたら、それは、乙種類株式については単元株式数の定めを廃止した場合です。

平成30年7月20日変更 単元株式数 甲種類株式 10株

4 自己株式の交付と登記の事由の有無

「募集株式の発行」を登記の事由として、発行済株式の総数並びに種類及び数と資本金の額の変更の登記をし、又は資本金の額のみの変更の登記をしている答案が目立ちました。しかし、本問の事案では募集株式の全部が自己株式だったので、かかる登記の事由は生じていないと判断すべきでした。自己株式の数は発行済株式の総数のうちに既に算入されているので、会社が保有する自己株式を他に処分し、又は会社が自己の株式を他から取得しても、発行済株式の総数に増減はないのです。また、資本金の額については、計数のみの変動（「準備金の資本組入れ」「剰余金の資本組入れ」）や組織再編行為による増加を別にすれば、株式の発行があった場合にのみ増加することが原則です。条文（会社法445条1項）を引いてみると、「株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。」となっています。ここでいう「株式の発行」に、自己株式の処分は含まれていません。よって、自己株式である募集株式と引換えに払込みを受けた金銭の額により、資本金の額が増加することもないのです。

第2 役員区及び機関の設置状況に関する登記

1 取締役の変更～補欠予選決議の有効期間について

まず、取締役乙野次郎の平成 30 年 4 月 23 日辞任により取締役の欠員が生じ、補欠取締役として予選された取締役丁野四郎が就任する、という事案でした。これら退任及び就任の登記は、みなさんよく出来ていました。

これに対し、取締役丙野三郎が解任され、再び欠員が生じた平成 30 年 6 月 25 日においては、補欠の取締役大岡八郎は、就任しません。にもかかわらず、多くの答案で取締役大岡八郎の就任の登記及びその後の死亡の登記が誤って解答されていました。会社法 329 条 3 項の規定による補欠の役員の選任決議については、その有効期間を正確に押さえることが肝心です。すなわち、原則として、選任後最初に開催する定時株主総会の開始（終結ではありません。）の時まで、が選任決議の有効期間です（会社施行規 96 条 3 項）。本問で 2 度目に取締役の欠員が生じたのは、補欠取締役の選任後最初に開催された定時株主総会の途中（開始後）だったので、その有効期間は既に経過しています。

2 監査役の変更～定款による任期短縮の可否について

申請会社では、取締役及び監査役について、補欠として就任した者の任期を後任者の就任時まで短縮する旨の定款の定めがありました。取締役丁野四郎に関しては、当該定款の定めに従い任期満了退任とするが、監査役黒田苦勞については、かかる定款の定めは無効で退任しない、という事案になっています。しかし、これら取締役・監査役の双方とも退任させてしまっている答案が多数ありました。取締役の任期は、定款で定めることにより、また、選任決議により自由に短縮することができるのが原則です（会社法 332 条 1 項ただし書。同条 4 項により監査等委員である取締役は例外）。これに対して、監査役の任期は、原則として短縮できないことを押さえておきましょう。例外的に短縮できるのは、前任者の残存任期の満了時までとする定款の定めを設けた場合です（会社法 336 条 3 項）。ちなみに、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役についても、同様の定款の定めを設けることができます（会社法 332 条 5 項）。

3 取締役会設置会社の定めの廃止と代表取締役の変更登記の要否

取締役会設置会社の定めを廃止するとともに、取締役の互選により代表取締役を定める旨の規定を新たに設け、その定めに基づき、従前の代表取締役甲野一郎のみを代表取締役に定めているという事案でした。この場合、甲野一郎の代表取締役の地位及び他の者の代表権なき取締役の地位のいずれについても、変動は生じていないと解することになります。にもかかわらず、代表取締役甲野一郎について重任の登記をしてしまっている答案が散見されました。また、代表取締役について何ら変更の登記をしていない点で正解されている答案にあっても、互選書や代表取締役の就任承諾書を解答してしまっている例がありました。このようなケースでは、「従前の代表取締役を互選により選定したことを、司法書士としては、取締役の互選書により確認する必要がある」（『会社法 Q & A』（平 19.7.6 日司連 294））ものの、当該互選書を添付する必要はありません。添付書面は、取締役会設置会社の定めを廃止し、互選規定を設ける定款の変更を決議した株主総会の議事録で足りります。